

枚方市と北大阪商工会議所と枚方信用金庫との連携に関する協定

枚方市（以下「甲」という。）と、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく唯一の地域総合経済団体である北大阪商工会議所（以下「乙」という。）と、枚方市に本店を置き地域にきめ細かい支店ネットワークを有する金融機関の枚方信用金庫（以下「丙」という。）は、「まち・ひと・しごと創生」の取り組みを進めるとともに、長引くコロナ禍により疲弊した地域経済の早期回復を図り、2025年大阪・関西万博の開催を契機に、地域産業の振興と地域の魅力創造・発信を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の持つ情報やノウハウを共有し、相互連携と協力のもとに中小企業に対する支援を充実させ、地域産業の振興や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の各号に定める事項について連携協力するものとする。

- (1) 中小企業の経営力向上と持続的発展に向けた支援
- (2) 起業・創業及び新事業創出に関する支援
- (3) 企業立地の促進と雇用拡大に関する支援
- (4) 中小企業及び産業に関する情報の共有と発信
- (5) 淀川舟運による誘客や新たな魅力創出による観光の発信など大阪・関西万博を契機とした地域経済の活性化
- (6) 前各号に定めるもののほか、目的達成のため三者が必要と認める産業振興に関する事項

（連携協力窓口の設置）

第3条 甲、乙及び丙は、連携協力事項を推進する窓口をそれぞれに設置し、定期的に協議及び情報交換を行う。

（情報共有及び守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、連携協力事項の推進にあたり、法令の定める範囲において情報の共有化を図り、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙から本協定の改廃の申し入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、三者間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月23日

(甲) 枚方市

市長 伏見 隆

印

(乙) 北大阪商工会議所

会頭 久門 哲男

印

(丙) 枚方信用金庫

理事長 吉野 敬昌

印